

堺市障害者日中一時支援事業について

平成30年10月

堺 市

目 次

- 1 堺市障害者日中一時支援費給付要綱の全部改正について 1 ページ
- 2 堺市障害者日中一時支援事業実施要綱 6 ページ
 - ・ 様式第 1 号～様式第 1 8 号 16～37 ページ
 - ・ 様式第 1 5 号の記入例 38 ページ
- 3 堺市指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告等
取扱要領 39 ページ
 - ・ 堺市指定障害福祉サービス事業所等事故報告書（様式第 1 号） 41 ページ
- 4 堺市障害者日中一時支援事業の運営規程（例） 43 ページ
- 5 基準省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号） 50 ページ
- 6 解釈通知 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号） 62 ページ

堺市障害者日中一時支援費給付要綱の全部改正について

1 改正の趣旨

日中一時支援事業を実施するに当たって就学前の児童の受入れを行う場合における事業所の安全確保の体制についてより一層の向上を図るため、事業所への保育士又は看護職員の有資格専門職の配置を義務付けるとともに、日中一時支援事業を適正に運営する上で準拠すべき人員基準、設備基準及び運営基準の明確化を図るため、国の基準省令を日中一時支援事業においても準用することとします。

2 主な改正内容

(1) 要綱名の変更

従来の日中一時支援費の支給に関する内容を主に規定していた「堺市障害者日中一時支援費給付要綱」の名称を改め、「堺市障害者日中一時支援事業実施要綱」とします。

(2) 有資格専門職員の配置について（要綱第16条）

就学前の児童を受け入れる際の安全体制を確保するため資格者の配置等を義務付けます。

現行の制度では、日中一時支援事業所の職員配置については、就学前児童の受入れにかかわらず、短期入所事業に係る人員基準に準拠した配置を行うこととしていましたが、要綱改正に伴い、日中一時支援事業所が就学前児童を受け入れるに当たっては、保育士又は看護職員の資格者の配置等を義務付けます。

ア 就学前の児童を受け入れる場合

就学前の児童を受け入れる事業所については、保育士又は看護職員（※）を当該事業所に1人以上配置することを義務付けます。

ただし、保育士又は看護職員については非常勤でも可能とし常駐であることを要しません。なお、利用者のサービス提供に支障がない場合は、他の職務とも兼務できるものとします。

※看護職員とは、保健師又は看護師若しくは准看護師をいいます。

イ 2歳未満の児童を受け入れる場合

2歳未満の児童を受け入れる事業所については、2歳未満の児童が利用している間は、保育士又は看護職員が1人以上、当該事業所において当該児童に必ず従事していなければなりません。

ウ 職員、保育士及び看護職員の果たすべき役割

（ア）事業所の職員は、適切な日中一時支援が提供されるよう、次の事項を順守しなければなりません。

① 利用者の心身の状況を把握すること。

- ② 利用者が置かれている環境その他日常生活全般の状況を把握すること。
- ③ 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を把握すること。
- ④ 利用者の支援に必要な留意事項その他解決すべき課題を把握すること。

(イ) 保育士又は看護職員については上記(ア)①～④に加えて、次の事項を順守しなければなりません。

- ① 就学前の児童を受け入れる場合は、日中一時支援の実施について、事業所の他の従業者に対して必要な指導及び助言を行うこと。
- ② 2歳未満の児童を受け入れる場合は、これらの児童に対して常に適切な支援を行うこと。

(3) 職員の配置基準について(要綱第16条)

事業所に置く職員は以下の表のとおりとします。

<就学前児童を受け入れる場合>

管理者及び従業者(生活支援員又はこれに準ずる従業者)の配置に加えて、保育士又は看護職員の配置(※)が必要となるため、従前よりも上乗せした基準になります。

※ 2歳未満の児童を受け入れる場合は常駐

<就学前児童を受け入れない場合>

管理者及び従業者(生活支援員又はこれに準ずる従業者)の配置については、従前とおりです。

【例：単独型事業所の人員基準】

管理者	原則として管理業務に従事するもの		1人配置	管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可	利用者に対して6:1以上で配置
従業者	生活支援員又はこれに準ずる従業者		1人以上配置		
	保育士又は看護職員	就学前児童を受け入れる場合	1人以上配置 非常勤でも可	利用者のサービス提供に支障がない場合は他の職務の兼務可	
		2歳未満の児童を受け入れる場合	1人以上常駐		

(4) 就学前児童を受け入れる場合の登録申請について(要綱第20条)

就学前児童を受け入れる事業所については、登録の申請に際して従業者等の勤務体制表(※)と、保育士又は看護職員の資格を証明するものを市に対して提出することとします。

※ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(様式第15号)及び記入例(⇒P34、P38)

(5) 就学前児童を受け入れる場合の登録内容変更届の事前提出について（要綱第22条）

事業者は、登録した内容に関する事項のうち児童の受入れに変更が生じるときは、あらかじめ市に対して登録内容の変更届（※）を提出することとします。

※ 堺市障害者日中一時支援事業者登録内容変更届出書（様式第17号）（⇒P36）

なお、就学前児童の受入れに係る事項以外の事項（事業所の名称、所在地その他の事項）に変更を生じたときの変更届の提出については、従前どおり事後の提出となります。

(6) 定員の遵守について（要綱第17条）

日中一時支援の定員について、併せて実施する短期入所の利用者数を合算して、短期入所の定員の範囲内とします。日中一時支援事業所は、短期入所事業（単独型事業所）の入所定員を超えることとなる利用者に対しては、同時に日中一時支援サービスの提供を行うことができません。

例 短期入所事業（単独型事業所）で利用定員が10人の場合

	短期入所の利用者	日中一時支援の利用者
午前	0人	10人以内で利用可
午後	5人	5人以内で利用可
夕方	10人	利用不可

(7) 運営基準の明確化について（要綱第19条）

これまで、日中一時支援事業の運営については、障害者総合支援法上の短期入所事業の運営に準じていたところですが、要綱改正に伴い、日中一時支援事業の運営基準として短期入所事業の運営基準を準用することを明確にしています。

ア 事故発生時の対応（要綱第18条）

事業者は利用者に対する日中一時支援サービスの提供により事故が発生した場合は、国の基準省令第40条の規定の準用により、利用者の家族、本市等への連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行わなければならないこととしています。このほか、事業者は次の点についても留意するものとします。

① 事故防止の対策

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくようにしてください。

万一事故が発生した場合を想定し、あらかじめ事故対応マニュアルなどにより手順を定めるなど、迅速に適切な対応ができるような体制を整備しておいてください。

また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用でき

るよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。（基準省令の解釈通知第40条①より）

② 損害賠償保険の加入

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う必要があります。これに備えてあらかじめ損害賠償保険に加入しておくようにしてください。

③ 再発防止の対策

発生してしまった事故については、事業者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる必要があります。

※ なお、国により「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されていますので参考にしてください。（⇒別添）

※ また、事業所等で事故等が発生した場合の報告について、堺市の事故報告要領を定めていますので、同要領に基づき適切に報告を行ってください。

- ・堺市指定障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告等取扱要領（⇒P39）
- ・堺市指定障害福祉サービス事業所等事故報告書（様式第1号）（⇒P41）

イ 運営規程（要綱第19条）

日中一時支援事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、国の基準省令第123条の規定の準用により、事業所が、以下①から⑩までの事業運営に係る重要事項に関して、運営規程を定めることを義務付けます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 利用定員④ 日中一時支援の内容並びに受給者から受領する費用の種類及びその額⑤ サービス利用に当たっての留意事項⑥ 緊急時等における対応方法⑦ 非常災害対策⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項⑩ その他運営に関する重要事項 |
|---|

※ 運営規程の策定に当たっては、「堺市障害者日中一時支援事業の運営規程（例）」を参考にしてください。（⇒P43）

※ なお、事業所は、策定した運営規程を、要綱の施行後速やかに、市に対して提出することとします。提出に際しては、登録内容の変更届（堺市障害者日中一時支援事業者登録内容変更届出書（様式第17号））に運営規程を添付してください。

ウ 基準省令の準用（要綱第19条）

上記ア及びイのほか、日中一時支援事業を運営するに当たっては、国の基準省令を準用することとします。

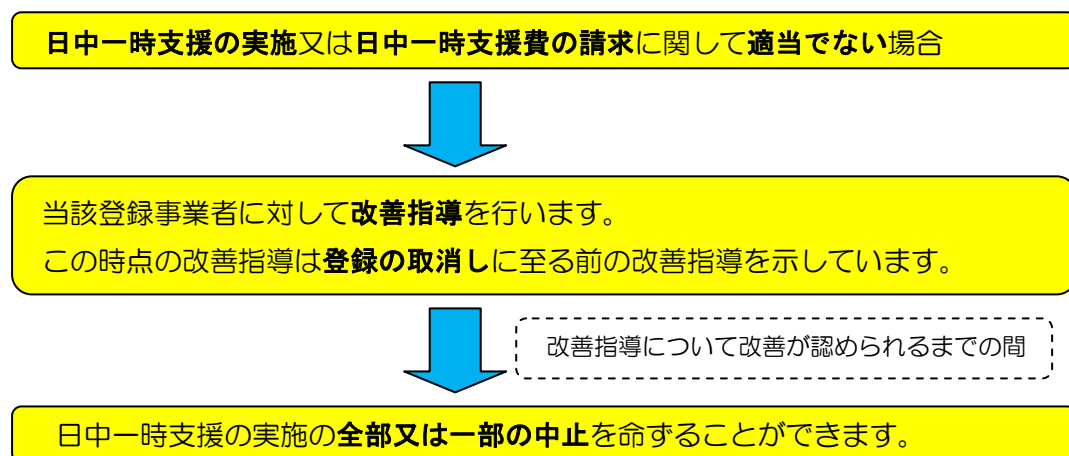
※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令」及び解釈通知
(⇒P50、P62)

(8) 調査権限の明確化について（要綱第24条）

日中一時支援の実施又は日中一時支援費の請求が適正に行われるようにするため、登録事業者等に対する市の調査権限について明確に規定しています。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施主体としての市が、登録事業者等について適正な事業の運営を行っていないと認めるときは、登録事業者等に対して報告徴収等必要な調査を行うことができるとしています。

【 調査及び指導のフロー 】



(9) 登録の取消しについて（要綱第25条）

事業者の登録に係る取消し事由についても明確に規定しています。市は、登録事業者が要綱に定める取消し事由に該当するときは、登録を取り消すことができるとしています。

【 取消し事由の例 】

- 利用者に対して虐待を行ったと判断される場合
- 職員の配置基準又は利用定員の基準を満たさなくなった場合
- 要綱及び運営基準に違反した場合
- 日中一時支援費の請求又は日中一時支援事業の実施に関し不正があった場合
- 度重なる改善指導を行っても改善が行われない場合 など

※ 上記の例は登録の取消しに該当する場合の一部です。詳細は要綱をご確認ください。

3 要綱の施行日

平成31年4月1日

堺市障害者日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保することにより、障害者等の家族の就労及び一時的な休息の取得に寄与し、もって障害者等及びその家族の福祉の向上を図るため、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定めるもののほか、事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、日中における第15条第1項の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）の施設での障害者等の一時的な利用（以下「日中一時支援」という。）及び日中一時支援に必要な費用の全部又は一部（以下「日中一時支援費」という。）の支給とする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する障害者等のうち、法第22条の規定による支給決定により短期入所（法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）を利用することができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の対象としない。

- (1) 感染症の疾患を有する者
- (2) 入院治療を要する状態にある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長において事業の対象とすることが適当でないと認める者

(利用申請)

第4条 事業を利用しようとする対象者（障害児にあつては、その保護者とする。以下「申請者」という。）は、堺市障害者日中一時支援申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(聴取りの実施)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、日中一時支援の可否及びその内容（以下「支給量」という。）を決定するため、当該職員に対し、当該申請書に係る対象者に関して、障害の種類及び程度その他の心身の状況等に関する事項の聴取りを実施させるものとする。ただし、法第20条第2項の規定による調査により、これらの事項が確認できるときは、この限りでない。

- 2 前項の聴取りに当たっては、概況調査票（日中一時支援）（様式第2号）を使用するものとする。

（支給決定等）

第6条 市長は、第4条の申請書及び前条第2項の調査票の内容（前条第1項ただし書に規定する場合における法第20条第2項の規定により調査した内容を含む。）について審査を行い、日中一時支援を行うことが適当と認めるときは、その旨を堺市障害者日中一時支援支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、堺市障害者日中一時支援受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、日中一時支援を行うことが適当でないとき、その旨を堺市障害者日中一時支援支給却下決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（日中一時支援の利用）

第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた者（障害児にあっては、その保護者とする。以下「受給者」という。）は、日中一時支援を利用しようとするときは、登録事業者に当該受給者証を提示しなければならない。

- 2 登録事業者は、日中一時支援を行ったときは、その都度、堺市障害者日中一時支援サービス提供実績記録票（様式第6号）に必要事項を記載し、受給者の確認を受けなければならない。

（申請内容の変更の届出）

第8条 受給者は、氏名、住所その他の第4条の申請書に記載の事項について変更が生じたときは、当該変更の日から14日以内に、その旨を堺市障害者日中一時支援申請内容変更届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（受給者証の再交付）

第9条 受給者は、受給者証の再交付の申請をしようとするときは、堺市障害者日中一時支援受給者証再交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（支給量の変更）

第10条 受給者は、支給量の変更を申請しようとするときは、堺市障害者日中一時支援支給量変更申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。この場合において、受給者は、あらかじめ法第24条第2項の規定により短期入所の支給量の変更決定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項前段の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支給量の変更を行うこととし、その旨を堺市障害者日中一時支援支給量変更決定通知書（様式第10号）により受給者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定による決

定（以下「支給決定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 日中一時支援の提供を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 受給者が、当該支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に住所を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により第4条の規定による申請をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、日中一時支援を利用することが適当でないと市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による支給決定の取消しを行ったときは、その旨を堺市障害者日中一時支援支給決定取消通知書（様式第11号）により、受給者に通知するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

（請求及び支給）

- 第12条 受給者は、日中一時支援を受けようとするときは、登録事業者の日中一時支援費の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

- 2 前項の規定による委任を受けた登録事業者は、日中一時支援費の請求をしようとするときは、日中一時支援を実施した日の属する月の翌月の10日（以下この項において「請求期限」という。）までに堺市障害者日中一時支援費請求書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、請求期限を超えて請求することができる。

- (1) 堺市障害者日中一時支援費請求明細書（様式第13号）
- (2) 堺市障害者日中一時支援サービス提供実績記録票の写し

- 3 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、日中一時支援があった日の属する月の翌々月の末日までに、日中一時支援費を支給するものとする。ただし、同項ただし書の規定による請求があった場合については、当該請求があった日の属する月の翌々月の末日までに、日中一時支援費を支給するものとする。

（日中一時支援費の支給額）

- 第13条 日中一時支援費として支給する額は、別表第1に定めるところにより算定した額から、次条に規定する負担額を控除した額とする。

（負担額）

- 第14条 受給者は、日中一時支援を利用したときは、当該日中一時支援に係る利用者負担額を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する負担額は、別表第1に定めるところにより算出した額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、受給者が同一の月に受けた日中一時支援について、同項の規定により算定した同一の月における負担額の合計額が、世帯の所得状況に応じて別表第2に定める負担上限月額を超えるとときは、当該同一の月における負担額の合計額は当

該負担上限月額とする。

(登録事業者)

第15条 日中一時支援を実施しようとする事業者は、本市の登録（以下単に「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかの施設（次条から第19条までの規定に該当する事業所に存する施設に限る。）を有し、当該施設において日中一時支援を行うことができると認められる社会福祉法人等とする。

(1) 短期入所を実施する施設

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める施設

3 登録は、日中一時支援を実施する施設ごとに行うものとする。

(従業者の配置基準)

第16条 事業所（日中一時支援を実施する施設が存する事業所をいう。以下同じ。）に置く従業者等の員数等は、次のとおりとする。

(1) 事業所の管理者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）第51条の規定を準用する。

(2) 小学校就学の始期に達するまでの児童を受け入れる場合においては、事業所に保育士又は看護職員（運営基準第78条第1項第2号の看護職員をいう。以下同じ。）を1人以上置かなければならない。この場合において、保育士又は看護職員については非常勤職員とすることができ、当該事業所の利用者（日中一時支援を利用する障害者及び障害児をいう。次号及び第17条を除き、以下同じ。）に対するサービスの提供に支障がないときは、他の職務を兼ねさせることもできるものとする。

(3) 従業者（前号に該当する者及び生活支援員又はこれに準ずる従業者を含む。）の総数については、運営基準第115条の規定を準用する。この場合においては、短期入所の利用者を日中一時支援の利用者とみなして員数を算定するものとする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、事業者は、2歳未満の児童を受け入れる場合は、これらの児童が日中一時支援を利用している間、保育士又は看護職員1人以上を当該日中一時支援を実施している事業所に置かなければならない。

3 事業者は、適切な日中一時支援が提供されるよう、次に掲げる事項（第5号及び第6号にあっては、第1項第2号の保育士及び看護職員に限る。）を遵守しなければならない。

(1) 利用者の心身の状況を把握すること。

(2) 利用者が置かれている環境その他日常生活全般の状況を把握すること。

(3) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を把握すること。

(4) 利用者の支援に必要な留意事項その他解決すべき課題を把握すること。

(5) 小学校就学の始期に達するまでの児童を受け入れる場合は、日中一時支援の実施について、事業所の他の従業者に対して必要な指導及び助言を行うこと。

(6) 2歳未満の児童を受け入れる場合は、これらの児童に対して常に適切な支援を行うこと。

(定員の遵守)

第17条 日中一時支援の利用者については、運営基準第124条の規定を準用する。この場合においては、短期入所の利用者を日中一時支援の利用者とみなして定員を算定するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、日中一時支援の実施により事故が発生した場合は、運営基準第40条の規定を準用した措置を講じなければならない。

(運営基準の準用)

第19条 事業者は、日中一時支援を実施する場合は、本要綱で定めるもののほか、運営基準第114条、第117条、第118条、第120条第3項から第6項まで、第121条から第123条まで及び第125条（運営基準第22条、第23条第2項、第39条第3項及び第4項並びに第40条の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用した措置を講じなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる運営基準の規定中同表の中欄に掲げる字句については、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第120条、第122条、第123条並びに第125条において準用する第9条、第19条、第20条、第23条及び第29条	支給決定障害者等	受給者
第125条において準用する第15条、第23条及び第29条	介護給付費	日中一時支援費
第125条において準用する第23条	法定代理受領	第12条第1項の規定による委任

第 1 2 5 条において準用する第 3 9 条第 5 項	法第 4 8 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者	利用者
	都道府県知事又は市町村長が行う調査	第 2 4 条に規定する調査

(登録の申請)

第 2 0 条 第 1 5 条第 1 項の登録を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、堺市障害者日中一時支援事業者登録申請書（様式第 1 4 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、小学校就学の始期に達するまでの児童を受け入れようとするときは、従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式第 1 5 号）及び保育士又は看護職員の資格を証明する書類を添付しなければならない。

(登録)

第 2 1 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、その旨を堺市障害者日中一時支援事業者登録（却下）通知書（様式第 1 6 号）により申請事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更の届出)

第 2 2 条 登録事業者は、日中一時支援の提供を行う事業所の名称、所在地その他の第 2 0 条の申請書に記載の事項に変更を生じたときは、堺市障害者日中一時支援事業者登録内容変更届出書（様式第 1 7 号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録事業者は、第 2 0 条の申請書の児童の受入れの欄に変更が生じるときは、あらかじめ堺市障害者日中一時支援事業者登録内容変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

(休止、廃止及び再開)

第 2 3 条 登録事業者は、日中一時支援の休止、廃止又は再開をする場合には、事前に堺市障害者日中一時支援事業廃止・休止・再開届出書（様式第 1 8 号）により市長に届け出なければならない。

(調査及び指導)

第 2 4 条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった

者又は登録に係る施設の存する事業所の従業者若しくは従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に係る者等に対して質問させ、若しくは当該施設に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の場合において、登録事業者に日中一時支援の実施又は日中一時支援費の請求に関して適当でないと認める部分があるときは、当該登録事業者に対して改善指導を行うものとする。

3 市長は、前項の改善指導について改善が認められるまでの間は、登録事業者に対し日中一時支援の実施の全部又は一部の中止を命ずることができる。この場合において、市長は、あらかじめ書面をもって登録事業者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第25条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者の管理者又は従業者が、利用者に対して虐待を行ったとき。

(2) 第15条第2項に規定する事業者該当しなくなったとき。

(3) 第16条又は第17条に規定する基準を満たすことができなくなったとき。

(4) 第19条に規定する基準に違反したとき。

(5) 日中一時支援費の請求に関し不正があったとき。

(6) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。

(7) 前条の規定に基づく改善指導（第9号において単に「改善指導」という。）に従わないとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、日中一時支援事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。

(9) 度重なる改善指導を行ったにもかかわらず、日中一時支援事業の実施又は日中一時支援費の請求に改善がみられないとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(申請等に係る様式の特例)

第26条 市長は、利用者の利便の向上又は事務の効率化を図るため必要と認めるときは、この要綱の規定に基づく申請、請求その他の行為について、この要綱に定める様式に代えて用いることができる様式を定めることができる。

(委任)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の堺市障害者日中一時支援費給付要綱の規定により行われた申請、支給決定、登録その他の行為については、改正後の堺市障害者日中一時支援事業実施要綱の相当規定により行われた申請、支給決定、登録その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の第15条の規定による申請又は改正前の第17条の規定による届出において、日中一時支援に係る利用定員を定め、登録を受けている施設（改正前の第14条第2項各号に掲げる施設をいう。）については、改正後の第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第13条及び第14条関係）

	障害の程度	4時間まで	4時間を超えて8時間まで	8時間超
障害者に係る基本支給額	障害支援区分1	1, 298円	2, 597円	3, 895円
	障害支援区分2	1, 298円	2, 597円	3, 895円
	障害支援区分3	1, 489円	2, 978円	4, 467円
	障害支援区分4	1, 653円	3, 307円	4, 960円
	障害支援区分5	2, 006円	4, 012円	6, 018円
	障害支援区分6	2, 358円	4, 717円	7, 075円
障害児に係る基本支給額	区分1	1, 298円	2, 597円	3, 895円
	区分2	1, 571円	3, 142円	4, 714円
	区分3	2, 006円	4, 012円	6, 018円
短期利用加算		159円		
重度障害者支援加算		265円		
単独型加算		689円		
医療連携体制加算（Ⅰ）		2, 650円		
医療連携体制加算（Ⅱ）		1, 325円		
栄養士配置加算（Ⅰ）		116円		
栄養士配置加算（Ⅱ）		63円		
食事提供体制加算		445円		
送迎加算		1, 860円（片道につき）		

備考

- この表において「短期利用加算」、「重度障害者支援加算」、「単独型加算」、「医療連携体制加算（Ⅰ）」、「医療連携体制加算（Ⅱ）」、「栄養士配置加算（Ⅰ）」、「栄養士配置加算（Ⅱ）」及び「食事提供体制加算」とは、それぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7に規定する方法（同表中「所定単位数」にあつては、「別表に掲げる額」と読み替えるものとする。）による加算をいう。
- この表において「送迎加算」とは、利用者の居宅等と日中一時支援を提供する事業所との間の送迎を行った場合に加算するものをいう。

別表第2（第14条関係）

負担上限月額	
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者	0円
低所得世帯に属する者	
市民税課税世帯	4,000円

備考

- 1 この表において「世帯」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に登録されている世帯をいう。
- 2 この表において「低所得世帯」とは、申請者及びその世帯員（対象者が18歳以上の場合は、その配偶者に限る。以下同じ。）のいずれも当該年度分（4月から6月までの利用申請にあつては、前年度分）の市町村民税が非課税である世帯をいう。
- 3 この表において「市民税課税世帯」とは、申請者及びその世帯員のいずれかが当該年度分（4月から6月までの利用申請にあつては、前年度分）の市町村民税を課税されているものをいう。

堺市障害者日中一時支援申請書

堺 市 長 殿

日中一時支援を受けたいので、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第 4 条の規定により次のとおり申請します。

なお、利用者負担額を決定するために必要な場合等は、所得の状況、短期入所に係る事項等について調査することに同意します。

		申請年月日		年		月		日	
申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)					
	氏 名	印	個人番号						
	居 住 地	〒 電話番号							
	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)					
利用申請に係る 障 害 児 氏 名			個人番号						
			続 柄						
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号					
第 号 (級)		第 号		号					
(視覚・聴覚・音声言語・肢体・内部)		障害程度 (A ・ B 1 ・ B 2 ・)		障害等級 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)					

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分	1	2	3	4	5	6	有効期間		
		☐ 身体介護 (月 時間) ☐ 家事援助 (月 時間) ☐ 通院介助 (月 時間) ☐ 通院等の乗降介助 (月 回) ☐ 重度訪問介護 (月 時間) ☐ 行動援護 (月 時間) ☐ 短期入所 (月 日) ☐ 重度障害者包括支援 () ☐ 生活介護 (施設名) ☐ 自立訓練 (施設名) ☐ 就労移行支援 (施設名) ☐ 就労継続支援 (施設名) ☐ グループホーム (名称) ☐ 入所施設 (名称) ☐ 通所施設 (名称) ☐ その他民間サービス・ボランティア等 ()											
	介護保険サービス	要介護認定	有 ・ 無	要介護度	要支援 () ・ 要介護					1	2	3	4
		利用中のサービスの種類と内容等											
申請する支援の内容	希望する利用日数 (月 日)												
	利用予定施設												

負担 上限 月額	☐ 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまる数字に○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者
----------------	---

注意 18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は、当該障害者及びその配偶者（同一の住民票に記載された者に限る。）とする。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申 請 者 との関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

概況調査票（日中一時支援）

Ⅰ 調査実施者（記入者）

実施日時	年 月 日	実施場所	自宅・他（ ）	調査員名（ ）	（ ）区
------	-------	------	---------	---------	------

Ⅱ 対象者

フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日（ ）歳
氏 名					
フリガナ					
保護者氏名 (対象者が18歳未満の障害児の場合のみ)					
現住所	〒 -			電話番号	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名（ ） 調査対象者との関係（ ）			電話番号	- -

Ⅲ 認定を受けている各種の障害等級等（該当する項目に○）

障害種別	等級および程度区分
1) 身体障害者（児）等級	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6
2) 身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・その他（ ）
3) 療育手帳等級	重 度 中 度 軽 度
4) 精神障害者（児）保健福祉手帳等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級
5) 障害基礎年金等級	1 級 ・ 2 級
6) その他の年金・手当等	
7) 生活保護の受給	有 ・ 無

Ⅳ 心身の状況について

①障害、疾患の状況：（	）
②既往歴：（	）
③受診状況：□定期的に受診（週・月 回） □有症時のみ □なし □その他（	）
④通院介助の必要性：□あり □なし □その他（	）
⑤食事介助：（	）
⑥排泄介助：（	）
⑦入浴介助：（	）
⑧行動障害：（	）
⑨外出時の状況：□車いす（電動・手動） □杖 □その他（	）
⑩移動時の留意点：（	）
⑪その他：（	）

Ⅴ 日中活動関連について

・主に活動している場所：□自宅 □施設 □病院 □学校 □その他（	）
-----------------------------------	---

VI 介護者関連について

- ・介護者の有無：□なし □あり
- ・介護者の健康状況等特記すべきこと：

()

VII 居住関連について

- ・生活の場所：□自宅（単身） □自宅（家族等と同居） □グループホーム □ケアホーム □病院
□入所施設 □その他（)
- ・居住環境： ()

VIII その他（利用者の意向など）

現在利用中のサービス決定内容	☐ 身体介護（月 時間） ☐ 乗降介助（月 回） ☐ 家事援助（月 時間） ☐ 重度訪問介護（月 時間） ☐ 行動援護（月 時間） ☐ 児童デイ（月 日） ☐ 短期入所（月 日） ☐ 重度障害者包括支援（) ☐ 生活介護（施設名) ☐ 自立訓練（施設名) ☐ 就労移行支援（施設名) ☐ 就労継続支援（施設名) ☐ グループホーム（名称) ☐ ケアホーム（名称) ☐ 入所施設（名称) ☐ 通所施設（名称) ☐ その他民間サービス・ボランティア等（)

サービスの利用状況票

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00								
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
24:00								
2:00								
4:00								

週単位以外のサービス	
------------	--

堺市障害者日中一時支援支給決定通知書

年 月 日

様

堺 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました日中一時支援の実施について、次のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

受 給 者 証 号										受 給 者 (保護者) 氏 名	
支 給 決 定 年 月 日										支 給 決 定 に 係 る 障 害 児 氏 名	
支 給 量										有 効 期 間	区 分
										利 用 者 負 担	負 担 上 限 月 額
日										1 割	

注意 支給量については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を利用した場合は、日中一時支援を利用したものとみなして適用するものとする。

様式第4号（第6条関係）

(一)			(二)		
堺市障害者日中一時支援受給者証			支 給 決 定 の 内 容		
受 給 者	番 号		日 中 一 時 支 援	支 給 決 定 期 間	
	居住地			支 給 量 等	
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日				
児 童	フリガナ		利 用 者 負 担 割 合	1 割	特記事項欄
	氏 名				
	生年月日				
交 付 年 月 日					
市町村名及び印			(予備欄)		
		堺市長	印		

注意事項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 サービスを受けようとするときは、必ずこの証をサービス提供事業者に提示してください。
- 3 支給量の変更を必要とする場合や、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、堺市に申請をしてください。（サービスの種類によっては、障害支援区分の（変更）認定を受ける必要があります。）
- 4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて堺市にその旨を届け出てください。
- 5 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、堺市に御連絡又は御相談ください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに堺市に返してください。
- 7 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を堺市に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 9 支給決定期間を経過したときはサービスの支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、堺市にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

堺市障害者日中一時支援支給却下決定通知書

様

年 月 日

堺 市 長



年 月 日付けで申請のありました日中一時支援については、下記の理由により
却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

堺市障害者日中一時支援サービス提供実績記録票（ 年 月分）

受給者証 番 号											事業所番号							
受 給 者 氏名（児童氏名）											事業者及び その事業所 の 名 称							
利用者負担上限額					円	支給量		日／月										

[illegible]

様式第7号（第8条関係）

堺市障害者日中一時支援申請内容変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

次のとおり変更がありましたので、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日
受給者 (保護者)氏名		個人番号	
居住地	〒		
	電話番号		
フリガナ		続柄	
支給決定に係る 障害児氏名		生年月日	年 月 日
		個人番号	

届出書提出者	☐ 受給者（本人） ☐ 本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		本人との関係	
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

変更事項 (該当するものに○をしてください。)	受給者に関する こと	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である児童 に関する こと	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

注意 変更した内容を証する書類を添付すること。

様式第 8 号（第 9 条関係）

堺市障害者日中一時支援受給者証再交付申請書

堺市長 殿

年 月 日

受給者証の再交付について、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第 9 条の規定により申請します。

受給者証 の 種 類	受給者証（日中一時支援）	受給者 証 番 号	
---------------	--------------	--------------	--

フリガナ		生年月日	年 月 日
受 給 者 （保護者）氏名		個人番号	
居 住 地	〒		
	電話番号		
フリガナ		続柄	
支給決定に係る 障 害 児 氏 名		生年月日	年 月 日
		個人番号	

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		本人と の 関 係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他 具体的な状況
-------	--

注意 従前使用していた受給者証を添付すること（紛失を除く。）。

堺市障害者日中一時支援支給量変更申請書

堺市長殿

支給量の変更を申し込みたいので、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、利用者負担額を決定するために必要な場合等は、所得の状況、短期入所に係る事項等について調査することに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)			
	氏 名	印	個人番号				
	居 住 地	〒	電話番号				
支給申請に係る 障 害 児 氏 名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)			
			個人番号				
			続 柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号			
第 号 (級) (視覚・聴覚・音声言語・肢体・内部)		第 号 障害程度 (A ・ B 1 ・ B 2 ・)		号 障害等級 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)			

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間		
		☐ 身体介護 (月 時間) ☐ 家事援助 (月 時間) ☐ 通院介助 (月 時間) ☐ 通院等の乗降介助 (月 回) ☐ 重度訪問介護 (月 時間) ☐ 行動援護 (月 時間) ☐ 短期入所 (月 日) ☐ 重度障害者包括支援 () ☐ 生活介護 (施設名) ☐ 自立訓練 (施設名) ☐ 就労移行支援 (施設名) ☐ 就労継続支援 (施設名) ☐ グループホーム (名称) ☐ 入所施設 (名称) ☐ 通所施設 (名称) ☐ その他民間サービス・ボランティア等 ()					
		要介護認定	有 ・ 無	要介護度	要支援 () ・ 要介護	1 2 3 4 5	
変更の理由	介護保険サービス	利用中のサービスの種類と内容等					
申請する支援の内容	現在の利用日数 (月 日) 希望する利用日数 (月 日)						
	利用施設						

負担 上限 月額	☐ 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまる数字に○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世 帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者
----------------	---

注意 18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は、当該障害者及びその配偶者（同一の住民票に記載された者に限る。）とする。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申 請 者 との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

堺市障害者日中一時支援支給量変更決定通知書

年 月 日

様

堺 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました日中一時支援の支給量変更について、次のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

受給者証番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注意 旧受給者証は、本市に提出いただくか、細かく裁断する等の処分をお願いします。

堺市障害者日中一時支援支給決定取消通知書

年 月 日

様

堺 市 長 印

次のとおり支給決定を取り消したので通知します。

記										受 給 者 (保護者) 氏名	
受 給 者 証 番 号										支 給 決 定 取 消 日	支 給 決 定 に 係 る 障 害 児 氏 名
取 消 理 由											

注意 旧受給者証は、本市に返還いただくか、細かく裁断する等の処分をお願いします。

返還先
住 所
電話番号

返還期限 年 月 日

堺市障害者日中一時支援費請求書

堺 市 長 殿

請求金額	十億			百万			千			円
------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳				年			月分		
	請求給付費名							明細書件数	金 額
	合 計								

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号									
請求事業者	住 所 (所在地)	〒							
	電話番号								
	名 称								
	代表者 職・氏名								

堺市障害者日中一時支援費請求明細書

			年			月分
--	--	--	---	--	--	----

受給者証番号															
受給者氏名															
支給決定に係る障害児氏名															

事業所番号															
事業者及びその事業所の名称															

費用の額計算欄	サービス内容	算定単位額	算定回数	当月算定額	摘要
	当月費用の額合計			①	

利用者負担額等計算欄	利用者負担額等の内訳	当月算定額	摘要
	利用者負担額		
	当月利用者負担額等合計	②	

当月日中一時支援費請求額 ①－②	円
------------------	---

	枚中		枚
--	----	--	---

堺市障害者日中一時支援事業者登録申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 { 主たる事務所の所在地 :
名 称 :
代表者の職・氏名 :

印

日中一時支援事業者の登録を受けたいので、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第 20 条の規定により次のとおり申請します。

申請者	名称又は氏名	(フリガナ)			
	主たる事務所の所在地又は住所	郵便番号 ()			
	連絡先	電話番号		ファックス番号	
	法人の種類別			法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名	
	代表者の住所	郵便番号 ()			
事業所	名称	(フリガナ)			
	事業所(施設)の所在地	郵便番号 ()			
	連絡先	電話番号		ファックス番号	
	登録に係る記載事項	付表のとおり			
	事業所番号	短期入所の指定を受けている場合			
		平成18年9月30日において短期入所の指定を受けている場合			
児童の受入れ	小学校就学の始期に達するまでの児童受入れ		受け入れる	受け入れない	

備考

- 1 法人の種類別の欄には、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が行政庁(大臣、都道府県知事等)の許認可等を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記入してください。

従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表

施設種別(日中一時支援)

施 設 名()

職種	勤務 形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数	資格の有無 及び種類
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				

備考

- 1 最も基本となる勤務形態を記載してください。
- 2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。
- 3 職種ごとに次の勤務形態の区分の順にまとめて記入し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、BからDまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
- 4 常勤換算が必要な職種は、AからDまでの「週平均の勤務時間」を全て加算し、常勤の従業者が勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
- 5 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 6 勤務時間数には、休憩時間を除いた勤務時間数を記入してください。
- 7 「資格の有無及び種類」には、「保育士」、「看護師」等の資格を記入してください。

堺市障害者日中一時支援事業者登録（却下）通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付けで申請のありました日中一時支援事業者の登録について
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 決定の内容

（事業者番号 ）

4 却下の理由
（却下の場合のみ）

問合せ先
担当課
住所
電話番号

堺市障害者日中一時支援事業者登録内容変更届出書

年 月 日

堺市長殿

届出者 { 主たる事務所の所在地 :
名 称 :
代表者の職・氏名 :

堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第22条の規定により、次のとおり指定の内容を変更しましたので、届け出ます。

指定内容を変更した事業所		事業所番号																		
		名称																		
		所在地																		
変更があった事項		変　更　の　内　容																		
1	事業所の名称	(変更前)																		
2	事業所の所在地																			
3	申請者の名称																			
4	申請者の主たる事務所の所在地																			
5	申請者の代表者の氏名及び住所																			
6	事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要																			
7	事業所の管理者の氏名、経歴及び住所																			
8	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	(変更後)																		
9	運営規程																			
10	児童の受入れ																			
11	その他の事項																			
変　更　年　月　日		年　月　日																		
変　更　理　由																				

堺市障害者日中一時支援事業廃止・休止・再開届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 { 主たる事務所
の所在地 :
名 称 :
代表者の職・氏名 :

印

堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第23条の規定により、次のとおり事業の（廃止 ・ 休止 ・
・ 再開）をしたので届け出ます。

廃止（休止・再開）した事業所	事業所番号																			
	名 称																			
	所 在 地																			
	事業の種類																			
廃止（休止・再開）した年月日	年 月 日																			
廃止・休止した理由																				
現に日中一時支援を受けていた者に対する措置 （廃止・休止した場合のみ）																				
休止予定期間（休止の場合のみ）	年 月 日 ~ 年 月 日																			

従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表

施設種別(日中一時支援)

施 設 名()

記載例

職種	勤務	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数	資格の有無 及び種類
	形態		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
管理者	A	〇〇	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0	
生活支援員	A	〇〇	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0	
生活支援員	B	〇〇	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20.0	0.5	
生活支援員	B	〇〇	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20.0	0.5	
保育士	D	〇〇		4		4					4		4					4		4					4		4				32	8.0	0.2	保育士

- 備考1 最も基本となる勤務形態を記載してください。
- 2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。
- 3 職種ごとに次の勤務形態の区分の順にまとめて記入し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、BからDまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
- 4 常勤換算が必要な職種は、AからDまでの「週平均の勤務時間」を全て加算し、常勤の従業者が勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
- 5 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 6 勤務時間数には、休憩時間を除いた勤務時間数を記入してください。
- 7 「資格の有無及び種類」には、「保育士」、「看護師」等の資格を記入してください。

堺市指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市の指定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所（以下「事業所等」という。）において事故等が発生した場合の報告の取扱について必要な事項を定める。

(事故等の報告)

第2条 事業所等は、事業所等が行う障害福祉サービス、堺市障害者日中一時支援事業、堺市障害者移動支援事業及び堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「サービス」という。）の利用者又は従業者その他サービスに関係する者（以下「利用者等」という。）に、次に掲げる事象が発生したときには、速やかに市長に報告を行うものとする。

- (1) サービス提供中、利用者等が死亡したとき
- (2) サービス提供中、利用者等が負傷・疾病により医療機関を受診し、入院又は複数回の通院を必要としたとき
- (3) サービス提供中、利用者の居宅又は事業所等において一酸化炭素中毒が発生したとき
- (4) 事業所等が火災又は風水害の発生等により被害を受け、利用者へのサービス提供に影響を及ぼす恐れが生じたとき
- (5) 事業所等において食中毒又は感染症が発生し、堺市保健所へ届け出たとき
- (6) 利用者の個人情報の流出や事業所等での盗難の発生等、利用者の処遇に影響を及ぼすと考えられる事業所等での不祥事等が発生したとき
- (7) サービス提供中に事故等が発生し、当該事故が損害賠償保険の対象となったとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長又は事業所等の管理者が市長への報告が必要であると判断したとき

2 前項の規定にかかわらず、利用者が障害児である場合の報告する事象については、「堺市指定障害児支援事業所等における事故等発生時の報告等取扱要領」第3条に定めるところによる。

(報告方法等)

第3条 前条に規定する事故等の報告は、「堺市指定障害福祉サービス事業所等事故報告書」（様式第

- 1号)により、援護の実施者（堺市内においては、利用者の住所地である区役所地域福祉課又は保健センター）及び障害施策推進課又は障害者支援課に提出するものとする。ただし、様式中の報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式により報告しても差し支えないものとする。
- 2 介護保険法又は児童福祉法に基づく事業所で、共生型障害福祉サービス事業所として併せて指定を受けている事業所において事故等が発生した場合は、前項の規定に加え、当該事業所を指定した機関にも報告するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事故等の第一報は、電話等による報告で足りるものとする。
- 4 事業所等の管理者は、事故等の解決が長期に及ぶ場合には、市長に対し適宜、経過報告を行い、事故等の対応が解決、終了した時点で最終報告を行うものとする。

（事故等の拡大及び再発の防止）

第4条 事業所等は、発生した事故等の拡大を直ちに防止するとともに、事故等の発生原因を分析し、再発を防止するために必要な対策を講じるものとする。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、この報告等取扱要領について必要な事項は、所管課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定については、平成30年4月1日から施行する。

堺市指定障害福祉サービス事業所等事故報告書

堺市長様

法人名 _____

代表者 職・氏名 _____ ㊞

事業所名					作成日	年 月 日 ()	
担当者 (役 職)	(連絡先:)				サービス 種 別		
利 用 者	ふりがな 氏 名		性別		障害の内容・ 障害支援区分		
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	職 業		
	住 所・ 電話番号	()					
援護の 実施者	市町村 (担当課・担当者名)	()	報 告 日	年 月 日 ()			
事 故 等 の 概 要	発 生 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分					
	発 生 場 所 (住所を記載。室内の場合は具体的な場所も記載)						
	事故等の種類	☐ 死亡 ☐ 負傷・疾病等() ☐ 一酸化炭素中毒の発生 ☐ 火災・風水害の被害 ☐ 食中毒の発生 ☐ 感染症の発生 ☐ 個人情報の流出 ☐ 盗難 ☐ 事業所等又は従業員の不祥事 ☐ 損害賠償保険の対象事案 ☐ 障害児の事故等() ☐ その他()					
	事 故 等 の 内 容 (具 体 的 に 記 載)						
発 見 時 の 状 況	第一発見者氏名	(役職等)					
	発見時刻 及び状況	【発見日時: 年 月 日 午前・午後 時 分】					
事 故 後 の 対 応	応 急 処 置 の 概 要 (時間・対応者等を 時系列で記載)						
	治療等を行った 医療機関等		診断結果				
	医療機関等 での治療・ 処置の内容						

様式第 1 号（第 3 条関係）

	連絡を行った 関係機関		年 月 日 () 時 分連絡
			年 月 日 () 時 分連絡
			年 月 日 () 時 分連絡
	家族等への 説明状況	年 月 日（家族等氏名 続柄 ）に説明 説明状況 []	
	損害賠償保険 の利用状況	□有 □無	
その 後の 経過	経 過		
	顛 末（ 結 果 ）		
再発防止のための取組み	事故等が発生した 要 因 分 析 (箇 条 書 き)		
	再 発 防 止 のための改善策 (箇 条 書 き)		
	改 善 策 の 実 践 状 況 (箇 条 書 き)		
(備 考)			

※この様式に書ききれない場合は、別紙(様式自由)に記入してください。

運営規程（例）

堺市障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく地域生活支援事業の日中一時支援

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
堺市障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく〇〇〇（日中一時支援）運営規程 （事業の目的） 第1条 * * *（以下「事業者」という。）が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する堺市の地域生活支援事業としての日中一時支援（以下「日中一時支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日中一時支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った日中一時支援の提供を確保することを目的とする。 （運営の方針） 第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。 2 日中一時支援の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。 3 日中一時支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 4 前三項のほか、「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「堺市障害者日中一時支援事業実施要綱」（平成31年制定）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、日中一時支援を実施するものとする。 （事業所の名称等） 第3条 日中一時支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおり	※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称 ※「* * *」⇒開設者（法人名） ※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称 ※「、障害児及び・・・」⇒第7条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は記載しない。 ※「利用者等」⇒第7条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「利用者」と記載する。以下同じ。

とする。 (1) 名称 〇〇〇 (2) 所在地 大阪府堺市△区×町×丁×番×号 **ビル×号 (職員の職種、員数及び職務の内容) 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。 (1) 管理者 1名(常勤職員) 管理者は、職員の管理、日中一時支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている日中一時支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。 (2) 医師 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 医師は、・・・を行う。 (3) 保育士 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 保育士は、・・・を行う。 (4) 保健師 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 保健師は、・・・を行う。 (5) 看護師 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 看護師は、・・・を行う。 (6) 准看護師 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 准看護師は、・・・を行う。 (7) 職業指導員 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 職業指導員は、・・・を行う。 (8) 生活支援員 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 生活支援員は、・・・を行う。 (9) 栄養士 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 栄養士は、・・・を行う。 (10) 心理判定員 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 心理判定員は、・・・を行う。 (11) 職能判定員 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 職能判定員は、・・・を行う。 (12) 作業療法士 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 作業療法士は、・・・を行う。 (13) あん摩マッサージ指圧師 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) あん摩マッサージ指圧師は、・・・を行う。 (14) 運転手 〇名(常勤職員 〇名、非常勤職員 〇名) 運転手は、・・・を行う。	※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称を記載。 ※「大阪府××市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。 ※日中一時支援を実施する施設において配置すべき職種ごとに記載する。
---	---

(15) 調理員 ○名(常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名) 調理員は、・・・を行う。 (16) 事務職員 ○名(常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名) 事務職員は、必要な事務を行う。 (営業日及び営業時間等) 第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。 (1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 (2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。 (3) サービス提供日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 (4) サービス提供時間 午前○時から午後○時までとする。 2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。 3 サービスの提供に当たっては、第1項の(3)及び(4)にかかわらず、利用者等からの相談に応じるものとする。 (利用定員) 第6条 事業所の利用者等の定員は、○○名とする。 (日中一時支援を提供する主たる対象者) 第7条 日中一時支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。 (1) 身体障害者 (2) 知的障害者 (3) ア 障害児 イ 障害児(小学校就学前の児童を除く。) (4) 精神障害者 (5) 難病等対象者 (日中一時支援の内容) 第8条 事業所で行う日中一時支援の内容は、次のとおりとする。 (1) 食事の提供 (2) 入浴又は清拭 (3) 身体等の介護 (4) 機能訓練 (5) 生活相談 (6) 健康管理	※第5条については、単独型の場合のみ記載し、空床型又は併設型の場合は記載せず、以下を繰り上げる。 ※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。 ※「3 サービスの提供に・・・」⇒行わない場合は記載しない。 ※(3)⇒障害児のうち、就学前の児童も対象とする場合は「ア」、就学前の児童を対象としない場合は「イ」を記載する。
---	---

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 (1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。 2 前項に規定するものの他、送迎サービスを行うものとする。 (利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等) 第9条 日中一時支援を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該日中一時支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 前項のほか、次に定める費用については、利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。 (1) 食事の提供に係る費用 (ア) 朝食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) (イ) 昼食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) (ウ) 夕食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号) 第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1 日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 (2) 居宅に係る光熱水費 1 日につき 〇〇円 (3) 日用品費の実費 (4) 送迎サービスの提供に係る費用 (ア) 〇〇市〇〇区、〇〇市〇〇区、××市及び△△市の地域 1 回 (片道) につき〇〇円 (イ) 上記 (ア) 以外の地域 事業所から〇〇キロメートル未満 1 回 (片道) につき 〇〇円 事業所から〇〇キロメートル以上 1 回 (片道) につき 〇〇円 (5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受けた場合は当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。	※「2 前項に・・・」⇒送迎サービスを行わない場合は記載しない。 ※「利用者及び障害児の保護者」⇒第 7 条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「利用者」と記載。以下同じ。 ※「(4) 送迎サービス・・・」⇒行わない場合は記載せず、以下を繰り上げる。 ※事業者は、前各項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において送迎サービスを行う場合、利用者から、通常の事業の実施地域を越えての移動に要する実費 (燃料費等) の支払を受けることができる。 ※送迎加算を算定している場合は、燃料費等の実費が送迎加算を超えている場合のみ支払を受けることができる。
--	---

(サービス利用に当たっての留意事項) 第 10 条 利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。 (1) ○○○こと。 (2) ○○○こと。 (3) ○○○こと。 (緊急時及び事故発生時等における対応方法) 第 11 条 現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。 3 日中一時支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。 4 日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。 (非常災害対策) 第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 (苦情解決) 第 13 条 提供した日中一時支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。 2 提供した日中一時支援に関し、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第 24 条第 1 項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者等に対して質問をさせ、若しくは当該施設に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正	※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。(原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容(例えば、外出時等の際の「許可」等)等については、規定することはできない。)
--	--

化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修 採用後○カ月以内

（２）継続研修 年○回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 事業所は、日中一時支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と

※（１）～（４）は必須、他に事業所において実際に行うものがあれば記載する。

事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 附 則 この規程は、平成〇〇年〇月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。	※運営規程を変更する場合は、「附則 この規程は、平成〇〇年〇月〇日から 施行する。」を順次追記する。
--	---

基準省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号)

■日中一時支援事業における基準省令の準用

- 堺市障害者日中一時支援事業実施要綱において準用する基準省令は次のとおりです。
なお、準用している規定の文言等については必要に応じて読み替えを行っています。

- 基準省令中の「法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）をいいます。
- 「規則」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）をいいます。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第 9 条** 日中一時支援事業者は、受給者が日中一時支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 123 条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中一時支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 日中一時支援事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(提供拒否の禁止)

- 第 11 条** 日中一時支援事業者は、正当な理由がなく、日中一時支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

- 第 12 条** 日中一時支援事業者は、日中一時支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第 13 条** 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な日中一時支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の日中一時支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第14条 日中一時支援事業者は、日中一時支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(日中一時支援費の支給の申請に係る援助)

第15条 日中一時支援事業者は、日中一時支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに日中一時支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う日中一時支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 日中一時支援事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第17条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を提供した際は、当該日中一時支援の提供日、内容その他必要な事項を、日中一時支援の提供の都度記録しなければならない。

2 日中一時支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、受給者から日中一時支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(日中一時支援事業者が受給者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第20条 日中一時支援事業者が、日中一時支援を提供する受給者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該受給者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに受給者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、受給者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、第120条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(日中一時支援費の額に係る通知等)

第23条 日中一時支援事業者は、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成31年制定）第12条第1項の規定による委任により市町村から日中一時支援に係る日中一時支援費の支給を受けた場合は、受給者に対し、当該受給者に係る日中一時支援費の額を通知しなければならない。
2⇒準用しない

(緊急時等の対応)

第28条 従業者は、現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(受給者に関する市町村への通知)

第29条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を受けている受給者が偽りその他不正な行為によって日中一時支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 日中一時支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 日中一時支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
3 日中一時支援事業者は、他の日中一時支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第37条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該日中一時支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
2 日中一時支援事業者は、当該日中一時支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第38条 日中一時支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該日中一時支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2 日中一時支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 3 9 条 日中一時支援事業者は、その提供した日中一時支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 日中一時支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3～4⇒準用しない

5 日中一時支援事業者は、その提供した日中一時支援に関し、利用者又はその家族からの苦情に関して堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第 2 4 条に規定する調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 日中一時支援事業者は、市町村長から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。

7 日中一時支援事業者は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 4 0 条 日中一時支援事業者は、利用者に対する日中一時支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 日中一時支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 日中一時支援事業者は、利用者に対する日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 4 1 条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに経理を区分するとともに、日中一時支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第 4 2 条 日中一時支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 日中一時支援事業者は、利用者に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(管理者)

第 5 1 条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、日中一時支援事業所の管理上支障がない場合は、当該日中一時支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該日中一時支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(相談及び援助)

第60条 日中一時支援事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(管理者の責務)

第66条 日中一時支援事業所の管理者は、当該日中一時支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 日中一時支援事業所の管理者は、当該日中一時支援事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第68条 日中一時支援事業者は、利用者に対し、適切な日中一時支援を提供できるよう、日中一時支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに、当該日中一時支援事業所の従業者によって日中一時支援を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 日中一時支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第70条 日中一時支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 日中一時支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第73条 日中一時支援事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 日中一時支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第74条 日中一時支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(従業者の員数)

第 78 条 <略>

- 一 <略>
- 二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）

(健康管理)

第 87 条 日中一時支援事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第 90 条 日中一時支援事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第 91 条 日中一時支援事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第 92 条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、第 125 条において準用する前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(基本方針)

第 114 条 日中一時支援の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第 115 条 法第 5 条第 8 項に規定する施設が日中一時支援の事業を行う事業所（以下この章において「日中一時支援事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 指定障害者支援施設（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第 5 条第 8 項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、日中一時支援事業所として併設事業所

を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、日中一時支援事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる日中一時支援を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 日中一時支援と同時に第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第207条に規定する指定共同生活援助、第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。））の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 日中一時支援を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の日中一時支援の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 当該日の日中一時支援の利用者の数が6以下 1以上

(2) 当該日の日中一時支援の利用者の数が7以上 1に当該日の日中一時支援の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して日中一時支援の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 入所施設等である当該施設が、日中一時支援事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当

該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

- 二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、日中一時支援事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる日中一時支援を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 日中一時支援と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 日中一時支援を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の日中一時支援の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 当該日の日中一時支援の利用者の数が6以下 1以上

(2) 当該日の日中一時支援の利用者の数が7以上 1に当該日の日中一時支援の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の日中一時支援事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 指定生活介護事業所、第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において日中一時支援の事業を行う場合 イ又はロに掲げる日中一時支援の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第185条に規定する指定就労継続支援A型、第198条に規定する指定就労継続支援B型、第207条に規定する指定共同生活援助、第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間

当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が日中一時支援の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(2) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において日中一時支援の事業を行う場合

前号の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に掲げる数

(設備及び備品等)

第117条 日中一時支援事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を日中一時支援の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

(日中一時支援の開始及び終了)

第118条 日中一時支援の事業を行う者（以下この章において「日中一時支援事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、日中一時支援を提供するものとする。

- 2 日中一時支援事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、日中一時支援の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第120条

1～2⇒準用しない

- 3 日中一時支援事業者は、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を受給者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 日用品費

四 前3号に掲げるもののほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、受給者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところ（「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号））によるものとする。

- 5 日中一時支援事業者は、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第14条に規定する費用の額及び第3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った受給者に対し交付しなければならない。

- 6 日中一時支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、受給者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、受給者の同意を得なければならない。

(日中一時支援の取扱方針)

第121条 日中一時支援は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 日中一時支援事業所の従業者は、日中一時支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 日中一時支援事業者は、その提供する日中一時支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第122条 日中一時支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 日中一時支援事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 日中一時支援事業者は、その利用者に対して、受給者の負担により、当該日中一時支援事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 日中一時支援事業者は、受給者の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体^しの状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第123条 日中一時支援事業者は、次の各号（第115条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。）に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 日中一時支援の内容並びに受給者から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第124条 日中一時支援事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に日中一時支援を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第125条 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第1項、第28条、第29条、第36条から第38条まで、第39条第1項及び第2項、第39条第5項から第7項まで、第41条、第42条、第60条、第66条、第68条、第70条、第73条、第74条、第87条及び第90条から第92条までの規定は、日中一時支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第123条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第120条第1項」と、第92条中「前条」とあるのは「第125条において準用する前条」と読み替えるものとする。

解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)

■日中一時支援事業における準用する基準省令の解釈通知

- 堺市障害者日中一時支援事業実施要綱において準用する基準省令の解釈通知は次のとおりです。
なお、解釈通知の文言等については必要に応じて読み替えを行っています。

内容及び手続の説明及び同意（基準第9条）

日中一時支援事業者は、利用者に対し適切な日中一時支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該日中一時支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から日中一時支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用者及び日中一時支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、利用者との間で当該日中一時支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - ② 当該事業の経営者が提供する日中一時支援の内容
 - ③ 当該日中一時支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ④ 日中一時支援の提供開始年月日
 - ⑤ 日中一時支援に係る苦情を受け付けるための窓口
- を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

提供拒否の禁止（基準第11条）

日中一時支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合

②⇒準用しない

③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な日中一時支援を提供することが困難な場合

④ 入院治療が必要な場合である。

連絡調整に対する協力（基準第 12 条）

日中一時支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

サービス提供困難時の対応（基準第 13 条）

日中一時支援事業者は、基準第 11 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な日中一時支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第 13 条の規定により、適当な他の日中一時支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

受給資格の確認（基準第 14 条）

日中一時支援の利用に係る日中一時支援費を受けることができるのは、受給者に限られるものであることを踏まえ、日中一時支援事業者は、日中一時支援の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならないこととしたものである。

日中一時支援費の支給の申請に係る援助（基準第 15 条）

① 支給決定を受けていない利用者

基準第 15 条第 1 項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに日中一時支援費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

② 利用継続のための援助

同条第 2 項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

サービスの提供の記録（基準第 19 条）

① 記録の時期

基準第 19 条第 1 項は、利用者及び日中一時支援事業者が、その時点での日中一時支援の利用状況等を把握できるようにするため、日中一時支援事業者は、日中一時支援を提供した際には、当該日中一時支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額

等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

② 利用者の確認

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

受給者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20条）

日中一時支援事業者は、基準第120条第1項から第3項に規定する額その他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

- ① 日中一時支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。
- ② 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。

日中一時支援費の額に係る通知等（基準第23条）

① 利用者への通知

基準第23条第1項は、日中一時支援事業者は、市町村から堺市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成31年制定）第12条第1項の規定による委任を行う日中一時支援に係る日中一時支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る日中一時支援費の額を通知することとしたものである。

②⇒準用しない

緊急時の対応（基準第28条）

従業者が現に日中一時支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

受給者に関する市町村への通知（基準第29条）

市町村は、偽りその他不正な手段によって日中一時支援費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、日中一時支援事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって日中一時支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、日中一時支援費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

秘密保持等（基準第36条）

- ① 基準第36条第1項は、日中一時支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。

- ② 同条第2項は、日中一時支援事業者に対して、過去に当該日中一時支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、日中一時支援事業者は、当該日中一時支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、日中一時支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

利益供与等の禁止（基準第38条）

- ① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、日中一時支援事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該日中一時支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。
- ② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、日中一時支援事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。

苦情解決（基準第39条）

- ① 基準第39条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。
- ② 同条第2項は、苦情に対し日中一時支援事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（日中一時支援事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。

また、日中一時支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。
- ③ 同条第5項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村が、日中一時支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。
- ④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。

事故発生時の対応（基準第40条）

利用者が安心して日中一時支援の提供を受けられるよう、日中一時支援事業者は、利用者に対する日中一時支援の提供により事故が発生した場合は、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する日中一時支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ日中一時支援事業者が定めておくことが望ましいこと。
また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。
- ② 日中一時支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 日中一時支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

会計の区分（基準第41条）

日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに経理を区分するとともに、日中一時支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

記録の整備（基準第42条）

基準第42条第2項により、日中一時支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものである。

- ① 日中一時支援に関する記録
 - ア 基準第19条に規定する日中一時支援の提供に係る記録
イ⇒準用しない
 - ウ 基準第39条に規定する苦情の内容等に係る記録
- ② 基準第29条に規定する市町村への通知に係る記録

管理者（基準第51条）

- ① 管理者の専従

日中一時支援事業所の管理者は、原則として、専ら当該日中一時支援事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該日中一時支援事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

ア 当該日中一時支援事業所の従業者としての職務に従事する場合

イ 当該日中一時支援事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該日中一時支援事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

②⇒準用しない

相談及び援助（基準第60条）

基準第60条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。

管理者の責務（基準第66条）

日中一時支援事業所の管理者の責務として、日中一時支援事業所の従業者の管理及び日中一時支援事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該日中一時支援事業所の従業者に基準第三章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

勤務体制の確保等（基準第68条）

利用者に対する適切な日中一時支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

- ① 基準第68条第1項は、日中一時支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
- ② 同条第2項は、日中一時支援事業所は原則として、当該日中一時支援事業所の従業者によって日中一時支援を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- ③ 同条第3項は、日中一時支援事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該日中一時支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

非常災害対策（基準第70条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

身体拘束等の禁止（基準第 7 3 条）

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

地域との連携等（基準第 7 4 条）

日中一時支援事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

健康管理（基準第 8 7 条）

利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。

衛生管理等（基準第 9 0 条）

日中一時支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 日中一時支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。

協力医療機関等（基準第 9 1 条）

協力医療機関は、日中一時支援事業所から近距離にあることが望ましいものであること。

事業所の種類

日中一時支援の事業は、次の（１）から（３）までのいずれかによるものとする。

（１）併設事業所

併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護

その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設(以下「指定障害者支援施設等」という。)に併設され、日中一時支援の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業員の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等(以下「併設本体施設」という。)の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら日中一時支援の用に供される居室において、日中一時支援を提供する場合に限り、実施できるものである。

なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定宿泊型自立訓練事業所等」という。)を含むものとする。

(2) 空床利用型事業所

空床利用型事業所とは、利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、日中一時支援の事業を行う事業所をいう。

(3) 単独型事業所

単独型事業所とは、指定障害者支援施設等(指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。)以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、日中一時支援の事業を行う事業所をいう。

従業員の員数(基準第115条)

① 併設事業所の場合(第115条第1項)

ア 指定障害者支援施設等(指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。)が日中一時支援事業所として併設事業所を設置する場合

併設事業所に置くべき従業員の員数は、日中一時支援の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。

この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものである。

イ 指定宿泊型自立訓練事業所等が日中一時支援事業所として併設事業所を設置する場合は、(i)又は(ii)に掲げる日中一時支援の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i)又は(ii)に掲げる数とする。

(i) 指定宿泊型自立訓練事業所等が日中一時支援と同時に指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。

(ii) 指定宿泊型自立訓練事業所等が日中一時支援を提供する時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

② 空床利用型事業所の場合(第115条第2項)

空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、①を準用する。

③ 併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項

日中、自立訓練(機能訓練)のみを行っている指定障害者支援施設に併設する日中一時支援事業所において、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な日中一時支援の提供が困難である場合には、①又は②の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。

④ 単独型事業所の場合(第115条第3項)

ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所(以下この④において「指定生活介護事業所等」という。)において日中一時支援の事業(単独型事業所に係るものに限る。)を行う場合は、(i)又は(ii)に掲げる日中一時支援の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i)又は(ii)に掲げる数とする。

(i) 指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。

(ii) 指定生活介護事業所等が日中一時支援の事業を行う時間帯であって、(i)に掲げる時間帯以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

イ 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において日中一時支援の事業を行う場合はアの(ii)を準用する。

ウ ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な日中一時支援の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者が確保されるよう努めること。

設備及び備品等(基準第117条)

(1) 併設事業所の場合(基準第117条第2項)

日中一時支援事業所の設備は、日中一時支援の運営上及びサービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設事業所にあつては、併設本体施設の設備を利用することにより、日中一時支援事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該日中一時支援事業所の利用者及び当該併設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を日中一時支援の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施設の居室を日中一時支援の用に供することは認められない。

(2) 空床利用型事業所の場合（同条第3項）

空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとしたものである。

(3) 単独型事業所の場合（同条第4項）

単独型事業所を設置して日中一時支援を行う場合、その設備の基準は基準第117条第5項のとおりである。

日中一時支援の開始及び終了（基準第118条）

① 利用時間

日中一時支援事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設での一時的な利用を必要とする者を対象に、日中一時支援を提供するものとしたものであるが、これは、日中一時支援は、いたずらに長時間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な利用時間とすること。

② 保健医療機関等との連携

基準第118条第2項は、利用者が日中一時支援の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、日中一時支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、日中一時支援の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。

利用者負担額等の受領（基準第120条）

① 利用者負担額の受領等

・領収書の交付

堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第14条及び基準第120条第3項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。

・利用者の事前の同意

基準第120条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。

② その他受領が可能な費用の範囲

基準第120条第3項は、日中一時支援事業者は、堺市障害者日中一時支援事業実施要綱第14条の規定による額の支払を受けるほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食事の提供に要する費用

イ 光熱水費

ウ 日用品費

エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、受給者に負担させることが適当と認められるもの

の支払を受けることができることとし、日中一時支援費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日 障発第1206002号当職通知）によるものとする。

日中一時支援の取扱方針（基準第121条）

基準第121条第2項に規定するサービスの提供方法等とは、日中一時支援の内容や利用時間内の行事及び日課等も含むものである。

サービスの提供（基準第122条）

① サービス提供の基本方針

日中一時支援の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援すること。

なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

② 入浴の実施

基準第122条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

③ 食事の提供

ア 栄養管理等

同条第4項及び第5項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、日中一時支援事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。

（Ⅰ） 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。

（Ⅱ） 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

(Ⅲ) 適切な衛生管理がなされていること。

イ 外部委託との関係

食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、日中一時支援事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

運営規程（基準第 1 2 3 条）

日中一時支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な日中一時支援の提供を確保するため、基準第 1 2 3 条第 1 号から第 1 0 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを日中一時支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 利用定員（第 3 号）

空床利用型事業所を除く日中一時支援事業所にあつては、利用定員は日中一時支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。

②⇒準用しない

定員の遵守（基準第 1 2 4 条）

利用者に対する日中一時支援の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、日中一時支援事業所が定める利用定員（日中一時支援の事業の専用の居室のベッド数）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該日中一時支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。

① 1 日当たりの利用者の数

ア 利用定員 5 0 人以下の日中一時支援事業所の場合

1 日当たりの利用者の数が、利用定員に 1 1 0 % を乗じて得た数以下となっていること。

イ 利用定員 5 1 人以上の日中一時支援事業所の場合

1 日当たりの利用者の数が、利用定員から 5 0 を差し引いた数に 1 0 5 % を乗じて得た数に、5 5 を加えて得た数以下となっていること。

② 過去 3 月間の利用者の数

過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 1 0 5 % を乗じて得た数以下となっていること。

なお、この場合の日中一時支援事業所が定める利用定員は次のとおりとする。

① 併設事業所の場合

併設事業所が行う日中一時支援の専用の用に供される居室のベッド数

② 空床利用型事業所の場合

指定障害者支援施設等の居室のベッド数

③ 単独型事業所の場合

準用（基準第125条）

第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第1項、第28条、第29条、第36条から第38条まで、第39条第1項及び第2項、第39条第5項から第7項まで、第41条、第42条、第60条、第66条、第68条、第70条、第71条（※）、第73条、第74条、第87条及び第90条から第92条までの規定は、日中一時支援の事業について準用されるものであることから、解釈通知における第9条、第11条から第15条まで（第11条②を除く。）、第19条、第20条、第23条①、第28条、第29条、第36条、第38条、第39条、第41条及び第42条並びに第60条、第66条、第68条、第70条、第71条（※）、第73条及び第74条並びに第87条、第90条及び第91条を参照されたい。

※第71条については、第90条と同趣旨であるため、記載を省略しています。第90条をご参照ください。